

# 新型コロナウイルス感染症の影響による、財務3基準の取扱いについて

## 内閣府見解

「新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ（令和2年5月18日最新）」抜粋

### <収支相償>

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、単年度で収入が費用を上回っても、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。  
もとより、「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう約子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しています。

**上記を踏まえ、本県では令和3年度事業報告書同様、以下のとおり対応いたします。**

## 宮城県対応

**財務3基準（「収支相償」、「公益目的事業比率」、「遊休財産の保有制限」）について、今般の状況を考慮し対応します。**

⇒ **財務3基準を満たせない場合、その原因が新型コロナによるものと判断できれば、認定基準違反とみなしません。**

- 新型コロナの影響により、実施事業が中止となる等、計画どおり費用を支出できない結果、「収支バランスの乱れ」や「遊休財産の増加」が生じ、財務3基準を満たせなくなることは、法人の責めに帰すべきことではなくやむを得ないと考えます。
- 認定基準違反としないことは、当該事業年度の判断となります。（発生した剰余金をなかったものとして取り扱うわけではなく、中長期的な費消となる）  
⇒ 新型コロナの終息や新しい生活様式の普及等により、影響の程度が僅かになってもなお、財務3基準を満たせない（影響下で発生していた剰余金を費消できない等）状態が確認された際は、違反と判断します。  
⇒ これまでに発生した剰余金については、計画的に費消ができるよう、貴法人におかれましてもご検討及びご対応願います。

## 判断の方法

**以下の資料を、定期提出書類である「事業報告等」とともに提出してください。提出された資料をもとに、個別判断・ご連絡いたします。**

- (1) 「【様式1】財務3基準に関する説明」〔必須〕
- (2) 「その他必要な補足資料」〔任意〕

※ 「事業報告等」の電子申請時に、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類」欄に添付してください。

### 資料提出時の留意点

- ① 事業中止に係る費用の減少額など、収支や資産の具体的な増減額を記載してください。
- ② 「過年度と当年度の比較」や「当初計画と実態の比較」などにより、新型コロナの影響を客観的に確認できる内容が望ましいです。

なお、各法人におかれましては、事業実施に当たり、オンライン開催など新型コロナを想定した方法についてご検討願います。また、事業構成の見直しを検討される場合は、変更手続が必要となる可能性もありますので、当課あてご相談ください。